

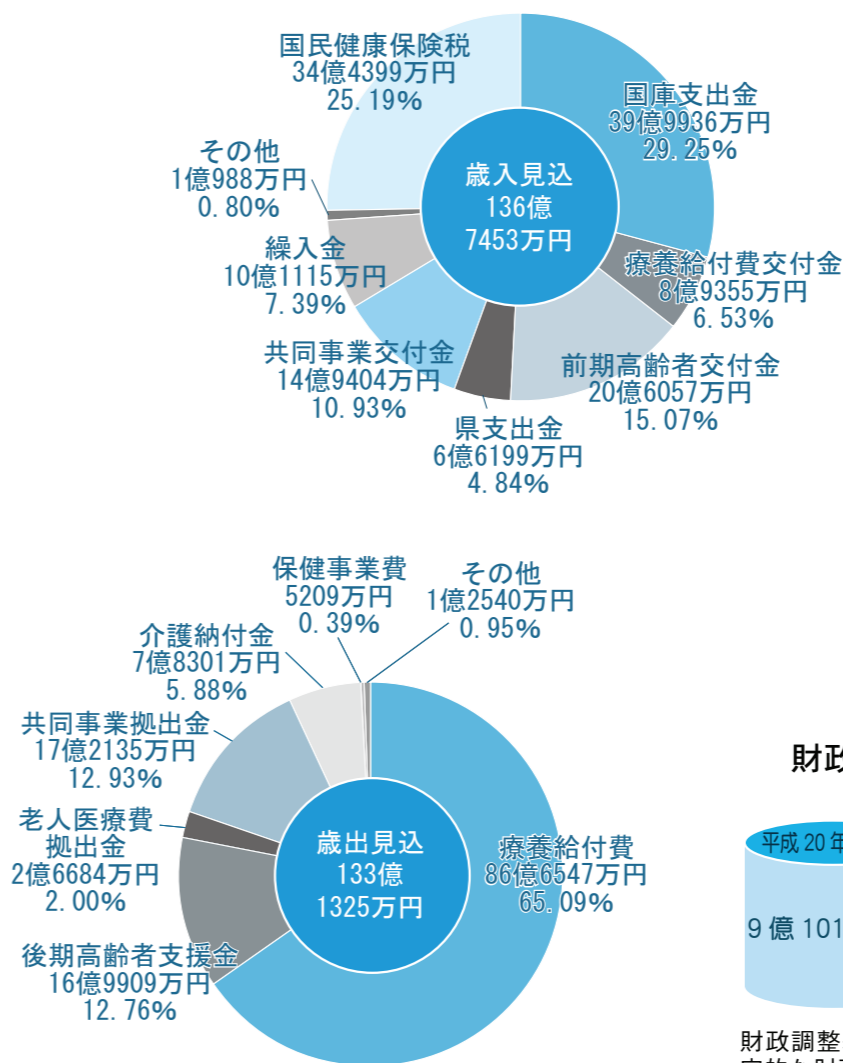
平成20年度国民健康保険事業の決算見込み

◎ 保険給付課国民健康保険担当 ☎236051

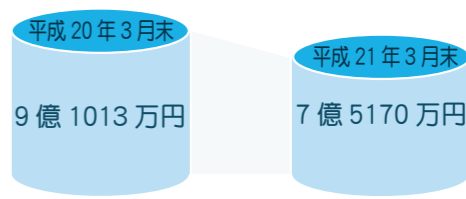
市の国民健康保険財政は、被保険者からの国民健康保険税が収入全体の約25%を占めています。国民健康保険税は、その年の医療費見込額から国・県からの支出金や市の一般会計からの繰入金などを差し引いた残りの額を被保険者に負担し

ていただいています。その大部分は、医療費の支払いに充てられ、国民健康保険財政を支える大切な柱となっております。また、歳出では、療養給付費（被保険者の本人負担以外の医療費）が全体の約65%を占めています。

平成20年度国民健康保険財政決算（見込み）



財政調整基金残高の推移



財政調整基金は、国民健康保険事業の安定的な財政運営を図るための積立金です。

■固定資産税

長期優良住宅の固定資産税を減額します

◎ 税務課家屋担当 ☎232162

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の創設に伴い、長期にわたって良好な状態で使用される構造等を備えた良質な住宅を新築し、長期優良住宅として認定された場合、その住宅に対する固定資産税が減額されます。

■対象住宅

次の要件をすべて満たす住宅が対象になります。

- 1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅
- 2 平成21年6月4日から平成22年3月31日までの間に新築された住宅
- 3 住宅部分の床面積が50㎡（二戸建て以外の貸家住宅は40㎡）以上280㎡以下の住宅
- 4 住宅部分と住宅以外の部分がある併用住宅の場合は、住宅部分が全体の床面積の2分の1以上の住宅

■減額される額

一戸あたり120㎡相当分（住宅部分に限る）の固定資産税の2分の1の額

■減額期間

新築から5年度分（3階建

て以上の中高層耐火住宅については7年度分）

■提出書類

次の書類を平成22年1月31日までに提出してください。

- 1 認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額申告書
- 2 認定を受けて新築された住宅であることを証する書類（長期優良住宅認定通知書）

■提出先

税務課（市役所本庁舎3階）または各総合支所市民税務課

■その他

長期優良住宅に対する減額措置は、新築住宅に対する減額措置に代えて適用されます。

※長期優良住宅の認定
長期優良住宅の認定を受けるためには、着工前に認定申請をする必要があります。認定を受けた後に着工することになります。

認定申請書および関係書類を添えて、建築住宅課（市役所東庁舎3階）に申請してください。

▼問い合わせ
建築住宅課建築指導係

☎238057

■後期高齢者医療保険・介護保険

後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します

◎ 税務課国民健康保険担当 ☎235147

後期高齢者医療保険の保険料は、支給される年金の額によって、年金から引き落としする場合（特別徴収）と、本人宛に送付された納付書により納める場合（普通徴収）があります。

普通徴収の人には、保険料額決定通知書とあわせて納付書を7月中旬に送付します。

また、保険料を年金から引き落とし（特別徴収）する人には、10月から来年8月までの保険料の額をお知らせします。

このうち、昨年度、年金から引き落としになっていた人も、昨年10月以降に引き落としされる保険料がなくなつた人や、75歳に到達して後期高齢者医療保険に加入した人は、今年度1期（7月末日納期）から3期（9月末日納期）までは納付書で納め（普通徴収）、10月以降は年金から引き落とし（特別徴収）で納めることとなります。

この場合、普通徴収から特別徴収に途中から切り替わる人には、両方の通知書を送付されますので、送付された通知書をご確認ください。

■新型コロナウイルス対策

引き続き新型コロナウイルス予防の徹底を

◎ 健康推進課 ☎235311

6月10日、宮城県内で初めて新型コロナウイルスの感染者が確認されました。

新型コロナウイルスは、免疫を持っていない人がいないため、急激に大流行する恐れがあります。今回の新型コロナウイルスは、通常の季節性インフルエンザと症状が似ており、予防には、通常の季節性インフルエンザと同様に「せきエチケット」の徹底、こまめな「手洗い」や「うがい」が有効と考えられます。市では、県や関係機関と連携し、全庁体制で感染拡大防止対策に取り組んでいます。市民の皆さんは、新聞、テレビ、ラジオなどを通して国、県、関係機関が発表する情報に注意して、最新で正確な情報に基づき落ち着いた行動と冷静な対応をお願いします。

相談窓口

- 宮城県新型コロナウイルス 24時間対応窓口（宮城県保健福祉部内）
☎022-211-2675
 - 発熱相談センター（大崎保健所内）
☎91-0714
相談時間 平日の午前8時30分～午後5時
 - 大崎市生活相談窓口（健康推進課内）
☎23-5311
相談時間 平日の午前8時30分～午後5時
- 【お問い合わせ】
- ▶健康推進課 ☎23-5311
 - ▶松山総合支所保健福祉課 ☎55-5020
 - ▶三本木総合支所保健福祉課 ☎52-2114
 - ▶鹿島台総合支所保健福祉課 ☎56-9029
 - ▶岩出山総合支所保健福祉課 ☎72-1214
 - ▶鳴子総合支所保健福祉課 ☎82-3131
 - ▶田尻総合支所保健福祉課 ☎38-1155

■年金引き落としから口座引き落としへの変更手続き
特別徴収となつている人は、申請により口座振替に変更することができます。口座振替を希望する人は、口座のある金融機関に口座振替の手続きをした後、市役所税務課か各総合支所市民税務課に申請してください。

■保持物

金融機関で手続き後に渡されるお客様控え（以前に口座振替していた場合は不要です）、印鑑

介護保険料の軽減

介護保険料の軽減

軽減の対象となる条件	軽減の割合
世帯（世帯主と被保険者全員）の合計所得金額が33万円以下	均等割が8.5割軽減（本来7割の軽減ですが、平成21年度の特例措置）
このうち被保険者全員が年金収入のみで80万円以下の時	均等割が9割軽減
後期高齢者医療制度に加入する直前は、会社などの健康保険の被扶養者だった人	均等割が9割軽減
所得金額が58万円以下の人（年金収入のみ）の場合は、153万円以上211万円以下の人	所得割が5割軽減

平成21年度の介護保険料が決定し、7月中に保険料額決定通知書を対象者に送付します。また、保険料を年金から引き落とし（特別徴収）する人は、10月から来年8月までの保険料の額をお知らせしますので、ご確認ください。